

地域団体への助成制度のしおり

平成31年度版

箕輪町

- 目 次 -

① 地域社会づくり		
(1) 地域総合活性化事業交付金	...	1
(2) 区事務支援交付金	...	1
(3) 集会施設改修事業補助金	...	2
(4) 地域発 元気づくり支援金	...	2
(5) 一般コミュニティ助成事業、地域活動助成事業	...	3
(6) コミュニティセンター助成事業補助金	...	3
(7) 小地域支えあい活動育成事業補助金	...	4
② 安全・安心		
(1) 消防施設等整備補助金	...	5
(2) 自主防災組織育成事業補助金	...	5
(3) セーフコミュニティ活動推進補助金	...	6
(4) 安心・安全なまちづくり活動支援配分(助成)	...	6
(5) 地域防災組織育成事業	...	7
③ 高齢者		
(1) 地域ふれあいサロン支援事業補助金	...	8
(2) 地区長寿クラブ補助金	...	8
(3) 介護予防日常生活支援総合事業訪問Bサービス補助金	...	9
(4) 介護予防日常生活支援総合事業通所Bサービス補助金	...	9
④ 子ども・教育		
(1) 地域子育て支援事業補助金	...	10
⑤ 環境・衛生		
(1) ごみ収集ステーション整備事業補助金	...	11
(2) 衛生部補助金	...	11
(3) 特定外来植物防除活動補助金	...	12
⑥ 都市基盤		
(1) 道路河川愛護団体支部活動報償費	...	13
(2) 除雪用機械器具設置事業補助金	...	13
(参考資料)		
■ 箕輪町分担金徴収条例	...	14~16

名称	地域総合活性化事業交付金
対象者	区、団体(複数の町民を含む5人以上で構成し町内で活動する、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体)
制度概要	地域の活性化や、地域の課題を解決するために創意工夫した地域活性化に資する事業への補助
補助内容(率、上限など)	<p>●区:経常分 対象費用:①公民館分館の運営、②町駅伝大会への参加、③地区子ども会の運営、④敬老会等事業に要する費用</p> <p>●区:活性化事業分 対象費用:①活性化事業に要する費用(東山山麓歴史の道事業含む)②箕輪町分担金徴収条例第2条第1項に定める工事に要する費用</p> <p>●団体:活性化事業分 対象費用:住民自らが主体となり行う地域活性化に資する事業の費用 交付金額:原則上限20万円</p> <p>※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業や、国・地方公共団体及びそれらの外郭団体等の補助制度がある事業は除く</p>
補助規模(実績など)	30,000千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3111(内線113) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	区事務支援交付金
対象者	区
制度概要	<p>区長の事務を軽減するために必要な経費に対して補助 ※充当経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員の雇用に係る経費 ・事務機器の購入、リース料に係る経費 ・区長が事務処理を行うことに対する経費
補助内容(率、上限など)	1区一律20万円
補助規模(実績など)	3,000千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	総務課・総務係
連絡先	電話 79-3111(内線106) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	集会施設改修事業補助金
対象者	区、常会
制度概要	集会施設の建設または改修事業に必要な経費に対して補助 ※32年度要望の受付は8月の連絡事務嘱託員長会にて案内します (31年度分は受付終了しています)
補助内容(率、上限など)	区の公民館: 事業費の1/2 集会所等: 事業費の1/2(H30年度から) 補助金額: 建設10,000千円上限、改修5,000千円上限 (事業費15万円以上のものが対象)
補助規模(実績など)	要望21件 18,527千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	総務課・総務係
連絡先	電話 79-3111(内線106) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	地域発 元気づくり支援金
対象者	公共的団体等(区、常会等) 市町村等
制度概要	(市町村や公共的団体が)住民とともに自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して交付
補助内容(率、上限など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象事業 以下の項目に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協働の推進 ・保健、医療、福祉の充実 ・教育、文化の振興 ・安全・安心な地域づくり ・環境保全、景観形成 ・産業振興、雇用拡大(観光、農業、林業、商業、その他) ・市町村合併に伴う地域の連携 ・その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大 ● 重点テーマ(県全域) ※平成30年12月時点の予定 <ul style="list-style-type: none"> ・信州こどもカフェの推進 ・信州ACEプロジェクトの推進 ● 重点テーマ(上伊那地域振興局) <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の開業を見据えた交流の拡大 ・リニア中央新幹線の開業を見据えた移住・定住の推進 ・上伊那の特色ある産業・文化を担う人づくりの推進 ・生活の足(地域交通)の確保・充実 ・複数市町村を区域とする広域DMOの設立促進 ・県内高等教育機関の知の活用 <p>補助率: ソフト事業3/4以内(重点テーマに該当する場合は4/5以内) ハード事業2/3以内(重点テーマに該当する場合は3/4以内)</p>
補助規模(実績など)	公共的団体等: 4件(H28年度)、2件(H29年度)、2件(H30年度) ※町: 4件(H28年度)、4件(H29年度)、1件(H30年度)
補助主体	長野県
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3111(内線113) Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	一般コミュニティ助成事業 地域活動助成事業
対象者	区、常会等
制度概要	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率:10/10以内 事業費:100~250万円(10万円単位) ※対象外:建築物(基礎工事を伴うもの)、消耗品(樹木・苗等除く)、中古品、車両、調理器具、施設・設備(備品)の修理・修繕
補助規模(実績など)	一般コミュニティ助成事業:2件(H28年度)、2件(H29年度)、1件(H30年度)
補助主体	一般コミュニティ助成事業:(一財)自治総合センター 地域活動助成事業:(公財)長野県市町村振興協会
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3111(内線113) Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	コミュニティセンター助成事業
対象者	区、常会等
制度概要	集会施設の建築または大規模修繕及び施設に必要な備品の整備に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率:事業費の3/5以内(10万円単位) 事業費:1,500万円上限
補助規模(実績など)	1件(H28年度)、1件(H29年度)
補助主体	(一財)自治総合センター
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3111(内線113) Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

※こちらの補助金は箕輪町社会福祉協議会が実施するものです	
名称	小地域支えあい活動育成事業補助金
対象者	地区の支えあい組織(地区社協、地区SC、その他支えあい組織など) ※各地区1団体
制度概要	住民主体による支えあい活動の育成を目的に、その事業に必要な経費を補助する制度 ※見守り・声かけ活動、生活支援活動、住民のニーズ調査、福祉懇談会(学習会など)、定期的な検討会など住民同士の支えあい活動に関する事業が対象
補助内容(率、上限など)	補助金 最大5万円(10/10) 対象経費 謝金、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、その他 ※人件費、日常的な経費(ガソリン代、飲食代など)は対象外 ⇒詳細は地区社協会長会にて説明いたします。(5月中旬予定)
補助規模(実績など)	平成30年度 9団体(9地区) ※地区社協6団体、SC2団体、その他住民組織1団体
補助主体	社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会
担当部署	地域ふれあいグループ
連絡先	電話 79-4180 Eメール tanpopo@minowa-shakyo.or.jp

名称	消防施設等整備補助金
対象者	区
制度概要	区が整備する消防施設等に要する経費に対して補助
補助内容(率、上限など)	<p>基幹詰所及び詰所の改修工事(改修工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:7/10以内 ・補助金額:200万円上限 <p>消防用機械器具置場の新設、増改築、改修工事 (本体工事、基礎工事、電気工事、給排水衛生設備工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:7/10以内 ・補助金額:200万円上限(新設工事)100万円上限(増改築、改修工事) <p>警鐘櫓及びホースタワーの改修工事 (本体工事、基礎工事、電気工事、付属設備の改修工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:7/10以内 ・事業費:20万円以上 <p>防火水槽改修工事(改修工事、漏水工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:7/10以内 <p>消防用ホース等、消火栓器具格納箱購入 (ホース、吸水管、管槍、消火栓器具格納箱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:7/10以内
補助規模(実績など)	3,637千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	総務課・消防防災係
連絡先	電話 79-3111(内線102) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	自主防災組織育成事業補助金
対象者	自主防災組織
制度概要	自主防災組織の運営に係る経費に対しての補助
補助内容(率、上限など)	<p>1団体1年度10万円上限</p> <p>※補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱の目的に沿った講習、研修に係る経費 ・緊急時に必要な備品、消耗品の購入費 ・団体の運営に必要な事務費
補助規模(実績など)	1,500千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課、係名	総務課、消防防災係
連絡先	電話 79-3111(内線102) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	セーフコミュニティ活動推進補助金
対象者	各地区セーフコミュニティ推進協議会
制度概要	セーフコミュニティ活動の推進に係る経費に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助金額:1年度20万円を限度とし、経年合計額100万円が上限
補助規模(実績など)	1,400千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課、係名	総務課、セーフコミュニティ推進室
連絡先	電話 79-3111(内線193) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

※こちらの補助金は箕輪町社会福祉協議会が窓口となります

名称	安心・安全なまちづくり活動支援配分(助成)
対象者	非営利の住民組織団体(区、常会、自主防災組織等) ※対象外: 県の連合体または連盟組織における各地域組織等に位置づけられているもの 過去に配分(助成)を受けている団体
制度概要	地域住民を対象として行う防災、防犯啓発・実施事業 防災に係る物品(付属品を含む)整備 ・避難所用物品整備事業 ・負傷者・障がい者等移動用物品整備事業 ・救命物品整備事業 ・避難誘導用物品整備事業 ・護身用物品整備事業 ・防災物品保管庫整備事業 ※対象外: 消耗品、充電パック等予備類 ⇒詳細は地区社協会長会にて説明いたします。(5月中旬予定)
補助内容(率、上限など)	補助金額:1団体20万円上限
補助規模(実績など)	平成30年度までに12団体(12区)が活用。 平成31年度事業として2団体が申請中。
補助主体	社会福祉法人長野県共同募金会
担当部署	箕輪町共同募金委員会(箕輪町社会福祉協議会 総務グループ)
連絡先	電話 79-4180 Eメール tanpopo@minowa-shakyo.or.jp

名称	地域防災組織育成事業
対象者	自主防災組織
制度概要	地域の防災活動に必要な設備の整備に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率:10/10以内(10万円単位) 事業費:30~200万円 ※対象外:建築物、消耗品、中古品、車両、施設・設備(備品)の修理・修繕、食料品等の備蓄品、救急セット
補助規模(実績など)	1件(H28)
補助主体	(一財)自治総合センター (公財)長野県市町村振興協会
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3111(内線113) Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	地域ふれあいサロン等支援事業補助金
対象者	箕輪町社会福祉協議会のふれあいサロン登録名簿に登録された団体 町福祉課の介護予防活動(いきいき百歳体操)登録名簿に登録された団体
制度概要	地域の住む人たちが気軽に集える場である地域ふれあいサロン等の実施に必要な備品購入に対して補助 ※地域介護・福祉空間整備事業で整備した介護予防拠点施設において実施するサロン等については、原則として対象外
補助内容(率、上限など)	1団体1施設につき10万円を上限 ※同一施設で複数の団体が活動する場合、複数団体で合計10万円を上限 ※10万円に達するまで複数回に分けて補助金の申請可 ※申請者は区長
補助規模(実績など)	1,000千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課、高齢者福祉係
連絡先	電話 79-3111(内線156) Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	地区長寿クラブ補助金
対象者	地区長寿クラブ
制度概要	地域を豊かにする活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	各単位長寿クラブ ・均等割:54,000円 ・会員割:95円/人 単独クラブ ・各単位長寿クラブの補助内容を基本としますが、会員数や活動内容により補助額を決定します。 参考:長寿クラブ連合会 ・基本額:342,000円 ・会員割:75円/人
補助規模(実績など)	1,270千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課・社会福祉係
連絡先	電話 79-3111(内線139) Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	介護予防日常生活支援総合事業訪問Bサービス補助金
対象者	地区社協・地区セーフコミュニティ推進協議会等生活支援に取り組んでいる団体
制度概要	要支援1・2認定者及び総合事業認定者に対して、ゴミ出しや雪かきなどの生活支援を地域住民等が主体となって行う活動に対する補助
補助内容(率、上限など)	生活支援に対する補助金(1回あたり) ・実施時間30分未満:450円以内 ・実施時間30分以上:900円以内
補助規模(実績など)	1,540千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課高齢者福祉係
連絡先	電話 79-3111(内線156) Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	介護予防日常生活支援総合事業通所Bサービス補助金
対象者	住民主体によるミニデイサービスに取り組んでいる団体
制度概要	要支援1・2認定者及び総合事業認定者に対して、介護予防に向けたミニデイサービスを地域住民等が主体となって行う活動に対する補助
補助内容(率、上限など)	ミニデイサービス対象利用者1人につき1回あたり900円
補助規模(実績など)	562千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課高齢者福祉係
連絡先	電話 79-3111(内線156) Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	地域子育て支援事業補助金
対象者	<p>地区、子育てサークル等</p> <p>※団体要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成が3世帯以上 ・代表者及び構成世帯の2/3以上が町内に住所がある未満児を養育する者(団体の構成員は本補助金の交付を受ける他の団体の構成員となっていない者) <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体 ・国、地方公共団体で実施している他の補助金等を受けている団体
制度概要	地域における子育て親子の交流の促進、地域における子育て支援機能の充実を図る子育てサークルの活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	<p>算定基準: 補助金額 = 対象経費 - 参加者負担金等の収入額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 35,000円上限(団体人数20人以上) 25,000円上限(団体人数20人未満) <p>※団体人数: 申請時における構成員名簿のうち町内に住所を有し未就学児を養育する者の人数</p> <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・講師に対する謝礼 ・旅費 ・材料費 ・施設利用料 ・物品使用料 ・印刷費 ・保険料 ・その他町長が認める経費
補助規模(実績など)	245千円(H31年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	子ども未来課・子育て支援係
連絡先	<p>電話 79-3111(内線125)</p> <p>Eメール kodomo@town.minowa.lg.jp</p>

名称	ごみ収集ステーション整備事業補助金
対象者	地区衛生組織
制度概要	ごみステーションの新設、改修に係る経費に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率 :1/2 補助金額:10万円上限(千円未満の端数は切り捨て)
補助規模(実績など)	759千円(H31年度予算) H28年度9件 H29年度16件 H30年度16件
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	電話 79-3111(内線116) Eメール jukan@town.minowa.lg.jp

名称	衛生部補助金
対象者	区衛生部
制度概要	町内全域の環境美化活動をするため、各区衛生部の事業活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	均等割 地域割(11/1現在の世帯数割) 資源物分別収集指導員割
補助規模(実績など)	3,973千円(H31年度予算) H28年度15件 H29年度15件 H30年度15件
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	電話 79-3111(内線116) Eメール jukan@town.minowa.lg.jp

名称	特定外来植物防除活動補助金
対象者	町に住所を有する者、町内で活動する団体
制度概要	<p>特定外来植物の駆除活動に対して補助</p> <p>※特定外来植物の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオキンケイギク ・アレチウリ <p>※補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の道路、河川敷において行う防除活動事業 <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする事業 ・その他町長が適当でないと認めた事業
補助内容(率、上限など)	<p>1人200円限度</p> <p>※補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗物品 <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料 ・薬剤
補助規模(実績など)	H29年度2件12,064円、H30年度0件
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	<p>電話 79-3111(内線115)</p> <p>Eメール jukan@town.minowa.lg.jp</p>

名称	道路河川愛護団体支部活動報償費
対象者	各区(道路河川愛護団体)
制度概要	各区において道路・河川の清掃、草刈り及び除雪に対して補助
補助内容(率、上限など)	町補助分 道路整備 ・均等分 ・実績分:道路参加人数による 機械除雪 ・均等分 ・実績分:距離、参加人数、総稼働量による 県補助分 河川整備 ・均等割 ・実績分:参加人数による
補助規模(実績など)	町:800千円(H30年度道路河川愛護会予算) 県:340千円(H30年度道路河川愛護会予算) 32千円~/区(29年度実績)、一部現物支給(除草剤)
補助主体	箕輪町河川道路愛護会
担当課・係	建設課・建設管理係
連絡先	電話 79-3111(内線172) Eメール kensetsu@town.minowa.lg.jp

名称	除雪用機械器具設置事業補助金
対象者	区
制度概要	区域内道路の除雪作業に必要な除雪機械器具の設置に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率:1/2以内
補助規模(実績など)	81千円(H30年度実績、2区)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	建設課・建設管理係
連絡先	電話 79-3111(内線172) Eメール kensetsu@town.minowa.lg.jp

○箕輪町分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、第2条に規定する工事を施行する費用に充てるために、この工事により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事の種類)

第2条 この条例において「工事」とは、その工事施行主体が箕輪町である次の工事をいう。

- (1) 公共土木関係工事
- (2) 耕地及び林道関係工事
- (3) 農業集落排水関係工事
- (4) 消防関係工事

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、前条に定める工事施行により受益する限度内において別表に掲げる分担率により算出した額とする。ただし、1級及び2級町道の工事については分担金を徴収しない。

2 耕地及び林道関係工事の各種補助工事に対する分担金の額は、総工事金から各種補助金を差引いた残額に受益の限度内において別表に掲げる分担率を乗じた額とする。

3 農業集落排水関係工事の分担金の額は、対象工事費に別表に掲げる分担率を乗じて得た額を計画戸数で除して得た額とし、1戸当たりの分担金の額が60万円を超えた場合は、60万円を限度とする。

4 前項に定める分担金の減免については、箕輪町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年箕輪町条例第25号）第9条の例による。

5 町長は特殊な工事については、分担金を減額又は免除することができる。

(納入通知書)

第4条 町長は、分担金を徴収するときは、納入通知書を発行し、受益者である団体又は個人に交付しなければならない。

2 前項の納入通知書は、納期限前20日までに交付しなければならない。

(納期限及び分割納入額)

第5条 分担金の納期限は工事完了予定日とする。ただし、分割納入する場合の納期限及び納入額は、次のとおりとする。

第1期 工事着工予定日 総額の4分の1

第2期 工事が概ね2分の1完了の予定日 総額の4分の1

第3期 工事完了の予定日 総額の4分の2

2 町長が必要と認めるときは、前項の規定によらないことができる。

(滞納に対する措置)

第6条 分担金を納期限までに納めない場合における督促手数料及び延滞金については、箕輪町税条例（昭和30年箕輪町条例第43号）の定めるところによる。

別表（第3条関係）

(1) 公共土木関係工事

区分	事業種別		分担率	備考
道路改良	広域圏計画及び町振興計画に基づくもの		10/100	
	その他	工事費	15/100	
		用地費	15/100	
道路舗装	広域圏計画及び町振興計画に基づくもの		5/100	
	その他	家屋連たん区域のみ対象	15/100	
		家屋連たん区域以外の区域	10/100	
道路及び水路補修	1級及び2級以外の道路並びに水路		15/100	
災害復旧事業	町単独事業		10/100	

(2) 耕地及び林道関係工事

区分	事業種別	分担率	備考
補助事業	ほ場整備事業	80/100	
	農道整備事業	40/100	
	林道整備事業	40/100	
	農地災害復旧事業	15/100	
	土地改良事業（ほ場整備・農道整備事業を除く）	50/100	
町単独事業	農道及び水路改良事業	30/100	
	林道整備事業	30/100	
	農地及び林道施設災害復旧事業	15/100	

(3) 農業集落排水関係工事

事業種別	分担率	備考
補助事業	6.75/100	
非補助事業	52.5/100	

(4) 消防関係工事

事業種別	分担率	備考
消防施設用地取得事業	100/100	補償料を含む